



平成27年3月26日

健康・医療のまちづくり、さらには地域の活性化にかかわる連携協力を進めるため、関西大学と摂津市、国立研究開発法人国立循環器病研究センターと摂津市が連携協定を締結します。

吹田操車場跡地のまちづくりを契機として、関西大学(学長:楠見 晴重)と摂津市(市長:森山一正)は、活力ある地域づくりや健康・医療のまちづくり等について相互の連携協力を進めるため協定を締結します。また、国立研究開発法人国立循環器病研究センター(理事長:橋本 信夫、以下「国循」と言います)と摂津市は、健康寿命の延伸を目指した予防医療のほか、医療や健康づくりに関する調査研究や健康診査等について相互の連携・協力を進めるため協定を締結します。国循が地方自治体と健康・医療のまちづくりに関する包括協定を締結するのは初めてです。

なお、国循と関西大学は平成26年12月24日に包括協定を締結しています。

#### 【本協定の概要】

##### (協定締結の目的)

国循は、国の医療政策と一体となって国民の健康を守るため、1977年(昭和52年)に設立された国立高度専門医療研究センターで、日本における循環器病の研究及び治療機関の最高峰の一つとして知られています。国循は、平成30年度を目途に吹田操車場跡地(JR京都線「岸辺駅」前)に新センターを建設し、循環器病の予防と制圧を図る等の観点から、地元自治体等と協力して医療クラスターの形成を目指しています。

関西大学は、1886年(明治19年)に関西法律学校として開校され、現在は13学部と13の大学院研究科と3専門職大学院、そして留学生別科を擁する関西屈指の総合大学として発展しています。また、吹田操車場跡地に近い地理的利点を活かし、医工連携・産学官連携や健康医療のまちづくり、地域活性化を推進するという観点から、地域貢献を実践しています。

摂津市は、1966年(昭和41年)に大阪府内下28番目の市として市制を施行しました。2000年(平成12年)には健康都市宣言(改正)を行い、市民の安心の確保、健康づくりの推進を市政の柱に保健福祉施策を展開しており、今後、国循、関西大学と連携を深め、市民が生き生きと元気で暮らせるまちづくりを進めます。

このたびは、国循、関西大学、摂津市が健康・医療のまちづくりとともに地域活性化に向けた連携等を進めるため、関西大学と摂津市、国循と摂津市が協定を締結し取組みを進めます。

##### (今後の取組み)

国循と摂津市は、健康寿命の延伸を目指した予防・健康づくりや循環器病患者の救急医療体制の構築等協定に記載された連携・協力事項について、具体的な協議を開始し、その成果を地域に活かします。

また、関西大学と摂津市は、特色ある地域づくり、健康まちづくりをはじめ地域の活性化に関する共同研究などの取組みを協力して進め、その成果を地域に活かします。

#### お問い合わせ先

国立循環器病研究センター	関西大学	摂津市
総務課 広報係 岡崎	広報課 中川	秘書課広報
06-6833-5012(2116)	06-6368-0007(直通)	06-6383-5801(直通)

国立研究開発法人国立循環器病研究センターと摂津市による  
相互の連携・協力に関する基本協定書

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「甲」という。）は、摂津・吹田両市域に跨るＪＲ操車場跡地への移転（平成30年度を目途に完成予定）を決定しており、地元自治体等と協力して、移転する甲の周辺地域において循環器病の予防と制圧の拠点づくりを進めることとしている。

摂津市（以下「乙」という。）は、市民の安心の確保、健康づくりの推進を市政の柱に保健福祉施策を展開しており、今後、甲との連携を深めつつ、市民が生き生きと元気で暮らせるまちづくりに取り組むこととしている。

このため、今後の甲乙双方の取組の発展と充実を目的に、甲と乙は、相互に連携・協力することとし、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力する事項）

第1条 甲と乙は、循環器病分野を中心に、次の各号に掲げる事項について連携・協力することとし、その具体的な内容については、別途協議し、これを定めるものとする。

- (1)健康寿命の延伸を目指した予防医療（健康増進を含む）への取組及び住民参加に関すること
- (2)循環器病予防・制圧モデルへの取組に関すること
- (3)循環器病患者の救急医療・連携診療体制や社会復帰の支援に関すること
- (4)市民や医療関係者への教育や啓発など、健康づくりに関すること
- (5)住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に関すること
- (6)乙における医療・福祉コストの分析及び適正化に関すること
- (7)医療や健康づくりに関する研究調査及び健康診査に関すること
- (8)甲と企業・大学等との共同研究の推進・支援に関すること
- (9)その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

2 前項各号で規定する事項には、乙が一般財団法人摂津市保健センターに委任又は委託して実施する事業を含むものとする。

(協定の有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、平成27年4月2日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからでも改廃の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後、同様とする。

(雑則)

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議し、これを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年4月2日

甲 吹田市藤白台五丁目7番1号  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
理事長 橋本 信夫

乙 摂津市三島一丁目1番1号  
摂津市長 森山 一正

# 循環器病を科学する 健康都市づくり拠点整備事業(案)

地域住民の  
健康寿命を延伸する  
まちづくり

① 自治体データを  
施政に

健診・医療費・介護情報  
を突合・分析  
→疫学的エビデンス  
→施策に反映



② 高度専門医療研究センター  
が行う住民コホート研究

高度専門医療研究センターならではの設備と人材を駆使したコホート研究の実施  
→先制医療を見据えたエビデンス

例:  
内臓脂肪面積測定計→内臓脂肪量  
超音波診断→動脈硬化度・血管の詰まり・心機能  
血圧脈波検査→血管年齢  
CT、MRI→標的臓器の状態・機能を詳細に評価



④ 実現・継続が可能な  
生活習慣改善法  
(国循予防プログラム)

国循の住民コホートを対象に、  
②③から得られたエビデンスを  
もとに、実現性・継続性が高い  
生活習慣改善プログラムを開発

例:  
国循エクササイズ  
循環器病予防レシピ  
国循快眠プログラム



③ 生活習慣  
測ってあなたの  
健康チェック



国循の住民コホートを対象に、循環器病にかかわる生活習慣や要因を“簡便かつ客観的に”評価できる健康チェック法を開発

例:  
家庭血圧計→血圧変動  
活動量計→活動量  
睡眠評価装置→睡眠の質  
尿中塩分濃度→塩分摂取量  
体組成計→体脂肪量、筋肉量  
平衡機能計→神経系の健康度



年度

H27

H28

H29

H30

H31

国循移転

①自治体データの  
突合・解析

計画概要の説明  
使用データの検証  
解析計画(1次)決定

データ共有手続き  
データクリーニング

解析・結果公表

データ更新  
解析計画(2次)決定

データ共有手続き  
データクリーニング

解析・  
結果公表

②住民コホート研究

パイロット調査の実施(現行の吹田研究)

新コホート準備

調査や検査(内臓脂肪測定・血圧脈波検査・超音波検査・CT・MRI等)の実施に  
むけた検討(センター内調整・システム構築・精度管理・トレーニング等)

新コホートでの実施

③健康チェック

パイロット調査の実施(現行の吹田研究)

家庭血圧計・活動量計・睡眠測定計・尿中塩分測定・体組成計等の簡易健  
康チェックの実施方法・妥当性・データ収集システム・解析方法の検討

新コホートでの実施

④生活習慣改善法

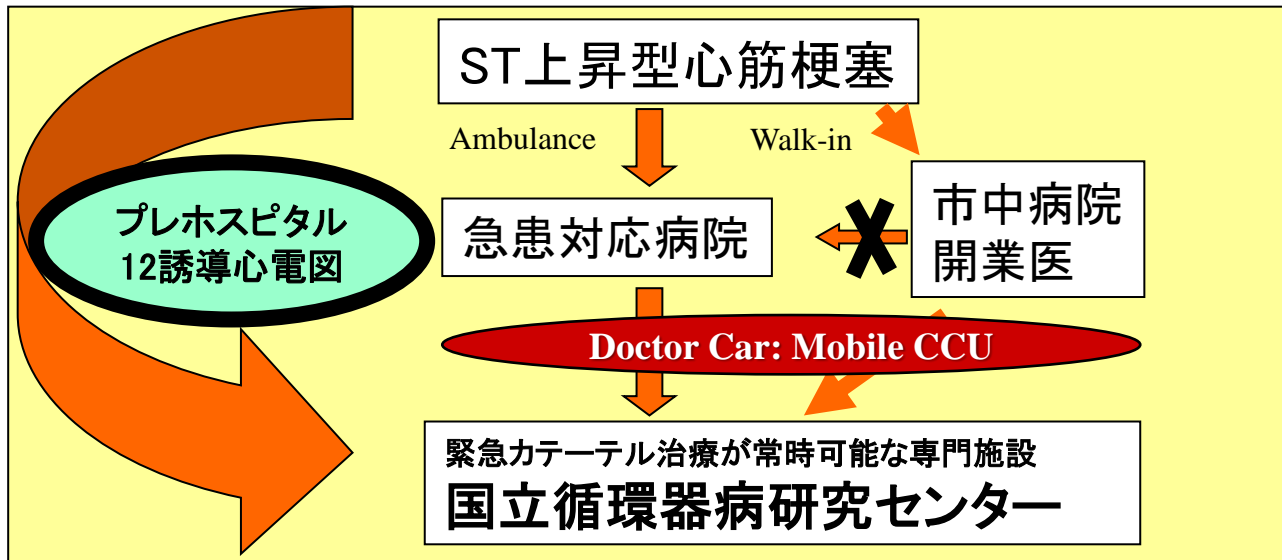
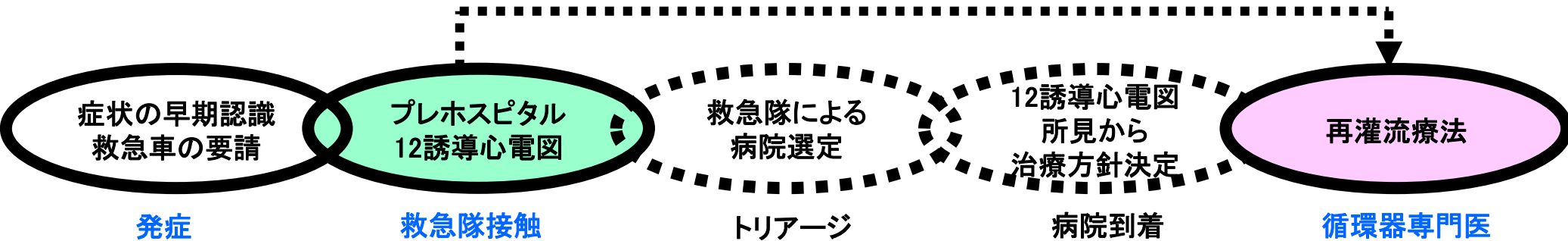
国循予防プログラムの開発と検証

これまでの知見や②、③から得られた知見をもとにした実現性・  
継続性の高い生活習慣改善プログラムの開発と効果検証  
(睡眠、食事、運動、口腔ケア等)  
効果検証における対象者は今後検討

## Door-to-Balloon Time $\leq 90$ 分から Onset-to-Reperfusion Time $\leq 120$ 分をめざした 新たな循環器救急モデル

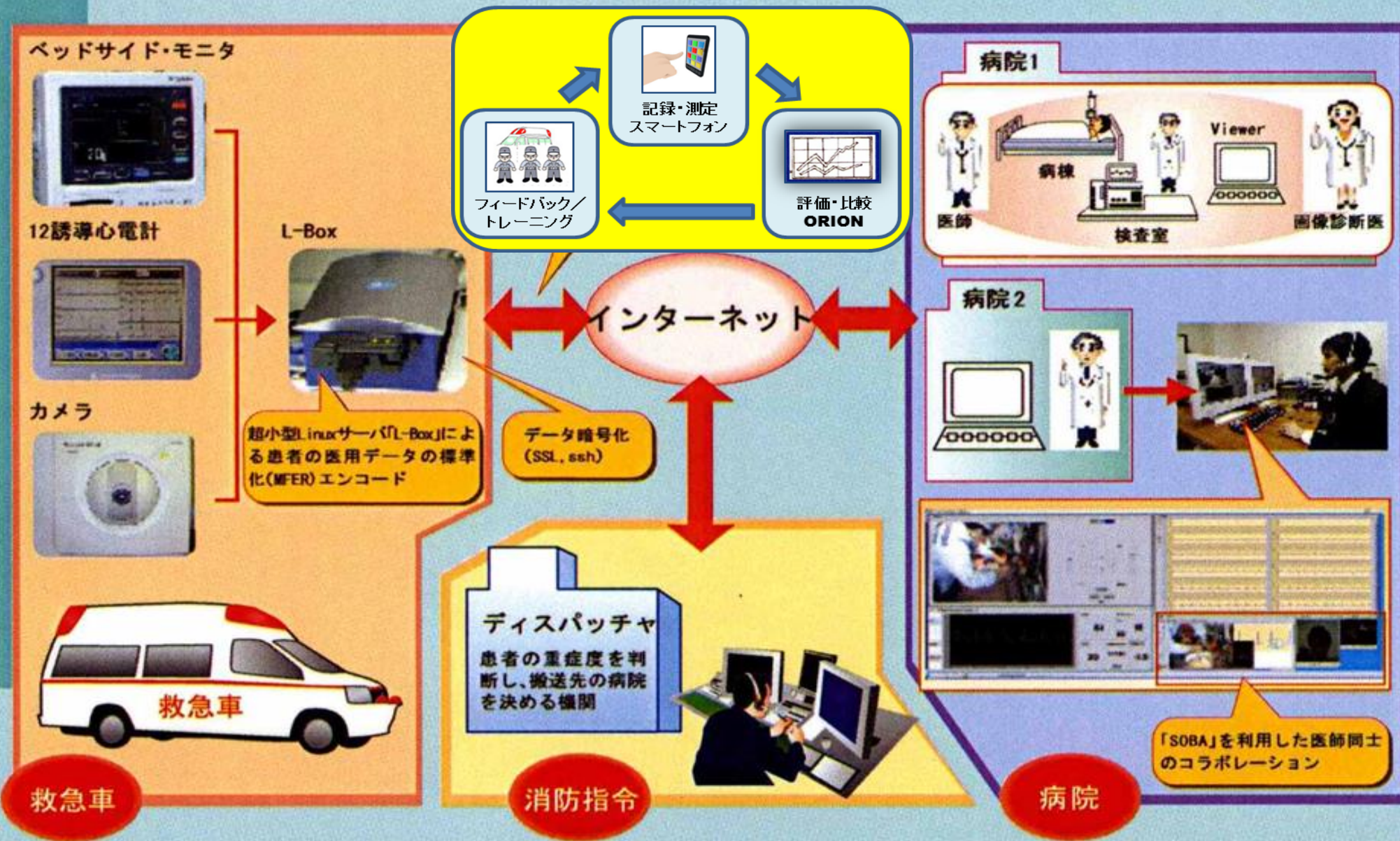
- ST上昇型心筋梗塞  
再灌流療法の新目標:
- 発症から再灌流達成  $\leq 120$ 分
  - 最初に医療従事者が接触してから冠動脈カテーテル治療  $\leq 90$ 分
  - 転院搬送の場合は、最初に医療従事者が接触してから出発まで  $\leq 30$ 分

救急隊による12誘導心電図の伝送により、病院到着前からカテーテル室の準備や医師の早期召集が可能となる





# 将来像：消防本部との連携・救急隊のトレーニングを含めた事業



- 救急車内から患者情報(バイタルサイン、心電図波形、動画像)を伝えることで病院選定に有用である。
- その他、脳卒中診療、災害時対応や訪問診療時にも利用価値がある。

# 関西大学と摂津市との連携協力に関する協定書

関西大学（以下、「甲」という。）と摂津市（以下、「乙」という。）とは、相互の人的、知的資源の交流と、物的資源の活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと相互に協力し、活力ある地域づくりと大学の活性化に寄与することを目的とする。

## （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 特色ある地域づくりに関する事
- (2) 健康まちづくりに関する事
- (3) 地域産業の振興に関する事
- (4) 福祉の増進に関する事
- (5) 教育・文化の振興に関する事
- (6) 人材育成に関する事
- (7) 学術研究に関する事
- (8) その他、甲と乙が協議して必要と認める事項

## （期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

本覚書締結の証として、この証書2通を作成し、双方署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年4月2日

（甲）関西大学

（乙）摂津市

学長 楠見 晴重

市長 森山 一正